

府中市生涯学習ボランティア「悠学の会」会則の細則

第1条（設定の趣旨）

この細則は、府中市生涯学習ボランティア「悠学の会」会則（以下「本会会則」という。）の細則を定める。

- (1) 本会会則第6条に定める事業グループ
- (2) 本会会則第6条に定める事務局
- (3) 本会会則第11条に定める運営委員会の運営基準
- (4) 本会会則第9条に定める役員の任期

第2条（事業グループ）

本会に以下に示す事業グループを置く。

- ・ 学習情報グループ
 - ・ 映像グループ
 - ・ 講座企画グループ
 - ・ パソコングループ
2. 各事業グループは、それぞれ自主的に事業を展開することができる。
 3. 必要に応じて各事業グループが協働して事業を行うことができる。
 4. 本会の事業全体の調整は、運営委員会で行うものとする。
 5. 各事業グループは、それぞれの関係団体等と協働して事業を実施することも妨げない。ただしこの場合、運営委員会での旨を説明すること。

第3条（事務局）

事務局の構成は、事務局長・会計責任者・事務局員から構成する。

事務局長は、必要に応じて会員の中から事務局員を選任することができる。

2. 事務局の業務は次の通り

- (1) 庶務事項
 - 1) 会員に関する事項
入退会手続き・会員名簿の管理・連絡網の整備等および登録先等への変更の届け出
 - 2) 総会の開催に伴う諸事項
会場確保、議案配布、記録等
 - 3) 本会の会則、細則その他各種登録に関する業務
 - 4) 運営委員会の開催に伴う諸事項
- (2) 会計事項
会費の徴収・寄付金の収受・事業受託費の管理・運営資金の出納
- (3) 広報・渉外
本会の活動状況の広報・関連団体等との連絡等

第4条（運営委員会の運営基準）

運営委員会は、会則第11条に定める役員（代表・副代表・運営委員・事務局長・会計責任者・監事）で構成する。

2. 運営委員会の議長は代表が務める。代表に事故あるときは副代表が務める。
3. 運営委員会は、各事業グループ、事務局から最低1名の出席を得て開催される。やむをえず運営委員が出席できないときは、当該グループは代理人を出席させなければならない。代理人の議決権は運営委員と同等とする。
4. 運営委員会の議事は、各運営委員・事務局からの提案に基づき、代表・副代表・事務局長が協議し整理する。
5. 運営委員会の役割は以下の通りとする。
 - (1) 総会の議案提案（役員を選任、会則の改訂、活動報告と決算報告、活動計画と予算案）
 - (2) 各事業グループの個別活動の企画
 - (3) 各事業グループにまたがる活動の企画
 - (4) 関係諸団体との協議事項等の決定
 - (5) その他、本会の運営に関する事項の決定
6. 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
7. 運営委員会の議事録は、事務局が作成する。

第5条（役員任期）

役員任期は、定期総会終了時点から次々年度の定期総会終了時点までとし、再任を妨げない。役員は、任期満了後もしくは途中退任時、後任者が就任するまではその責務を行う。

付 則

平成17(2005)年4月28日 制定し施行する
平成19(2007)年1月12日 改訂し施行する
平成21(2009)年5月15日 改訂し施行する
平成23(2011)年11月1日 改訂し施行する
平成25(2013)年4月26日 改訂し施行する
平成26(2014)年4月25日 改訂し施行する
平成29(2017)年4月21日 改訂し施行する
平成30(2018)年4月20日 改訂し施行する
2021(令和3)年4月1日 改訂し施行する